

「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

特定健康診査・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第18条に基づき作成される特定健康診査等基本指針に基づき、平成20年度から、保険者において実施している。

また、高確法第19条に基づき、保険者は特定健康診査等実施計画を5年ごとに、5年を一期として定めることとされているが、平成30年度に第三期特定健康診査等実施計画が開始されることから、健診項目等の見直しを行う必要がある。

「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）では、厚生労働科学研究等により新たに蓄積された、科学的な知見を踏まえて、特定健診・保健指導の項目や実施方法などの技術的事項について検討することとする。

2. 検討事項

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の技術的事項について
- (2) その他特定健康診査・特定保健指導に関連する事項について

3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、健康局長の指名により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局健康課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、健康局長が別に定める。

特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会 構成員名簿

磯 博康	大阪大学大学院医学系研究科
岡村智教	慶應義塾大学医学部
門脇 孝	東京大学大学院医学系研究科
杉田由加里	千葉大学大学院看護学研究科
武見ゆかり	女子栄養大学栄養学部
津下一代	あいち健康の森健康科学総合センター
寺本民生	帝京大学医学部
藤内修二	大分県福祉保健部健康対策課
永井良三	自治医科大学
福田 敬	国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部